

## Ⅱ. 新規収載医薬品の薬価算定

### 1. 類似薬効比較方式一1

- 後発品のある先発品の薬価の適正化を図る一方で、画期的新薬の適切な評価を行うこととし、画期性加算及び有用性加算の要件の緩和及び加算率の引上げを行うとともに、補正加算として「小児加算」を新設し、主たる効能及び効果又は当該効能及び効果に係る用法及び用量に小児に係るものが明示的に含まれているもののうち一定のものに対し適用することとしてはどうか（次頁参照）。
- 「Ⅰ.既収載医薬品の薬価改定」の「2. 後発品のある先発品の薬価改定」において①の改定方式を採用する際には、当該改定方式により引下げとなった先発品が類似薬（比較薬）となる新薬に係る類似薬効比較方式の適用の在り方について検討することとしてはどうか。